

# 告示

## 埼玉県告示第二百十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和二年三月二十三日午後一時三十分	株式会社大勇ホーム	吉岡辰起	埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目二十七番十号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇五会議室